

## 新型コロナウイルス感染症に係る 北那須3市町共同警戒期間（5月7日～31日）の対応について

新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言について、5月14日付で栃木県については発令が解除されました。

北那須3市町としては、新型コロナウイルス感染症に関しては、広域的な警戒が必要であるとの共通の認識のもと5月7日から5月31日までを共同警戒期間と定めております。

北那須3市町としては、国の緊急事態宣言の発令から本県が対象外となったものの、市町民の皆様の生命・健康を守ることを最優先に考え、予定通り警戒期間を期限まで継続することにしました。県外からの流入は抑制しつつも、経済活動については県内での循環を進める中で徐々に展開してまいりたいと考えております。

### 記

1. 旅館・ホテルの事業者の皆様におかれましては、引き続き、感染拡大防止の観点から、国及び栃木県の基本的対処（対応）方針等に沿った取組を行っていただくようお願いします。（那須塩原市の旅館・ホテルにつきましては、宿泊者は栃木県民としていただき、那須塩原市民の皆様が宿泊する場合を対象に、今後事業者へのキャッシュバック事業を実施します。）
2. 大型商業施設やパチンコ店等の遊技施設の事業者の皆様におかれましては、来場者の住所確認などの県外からの流入抑制対策を講じるとともに、引き続き施設に応じた感染防止対策を徹底するようお願いします。
3. 小・中・義務教育学校の臨時休業については、5月31日まで延長しております。引き続き御協力をお願いします。なお、今後、登校日（分散登校を含む）を設けるなどして、6月1日からの通常登校に向けて段階的に準備を進めていきます。（那須塩原市においては5月21日から分散登校を実施します。）

令和2年5月15日

大田原市長      津久井 富雄

那須塩原市長   渡辺 美知太郎

那須町長          平山 幸宏